



平成 30 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 橋本総業ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 橋本 政昭  
(コード番号 7570)  
問い合わせ先  
役職・氏名 執行役員財務部長 佐々木 地平  
TEL (03) 3665-9000

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 31 日開催の取締役会におきまして、平成 30 年 6 月 26 日開催の第 81 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

インターネットの普及に鑑み、法務省令の規定に基づき、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするために、定款第 13 条にインターネット開示に関する規定を新設するものです。

また、規定の新設に伴い条数の繰り下げを行うものです。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は下記の通りであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 10 条～第 12 条 (条文省略)	第 10 条～第 12 条 (現行どおり)
(新設)	<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 13 条～第 15 条 (条文省略)	第 <u>14</u> 条～第 <u>16</u> 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 16 条～第 25 条 (条文省略)	第 <u>17</u> 条～第 <u>26</u> 条 (現行どおり)
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査役及び監査役会
第 26 条～第 32 条 (条文省略)	第 <u>27</u> 条～第 <u>33</u> 条 (現行どおり)
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 33 条～第 35 条 (条文省略)	第 <u>34</u> 条～第 <u>36</u> 条 (現行どおり)
第 7 章 計算	第 7 章 計算
第 36 条～第 39 条 (条文省略)	第 <u>37</u> 条～第 <u>40</u> 条 (現行どおり)

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 26 日

以 上